

研究上の不正疑義に関する調査結果

1 経緯・概要

(1) 経緯

令和6年2月5日、本学の研究不正受付窓口である監査課へ科学研究費助成事業（科研費）の対象である研究課題2件（調査対象課題Ⅰ・Ⅱ）において「不正受給」の疑いがあるとの申立書が提出された。

この申立てを受け、本学規程に基づき、予備調査を実施し、同年4月15日に調査専門委員会を設置し、調査を実施した。

(2) 申立ての概要

- ・本学大学院薬学研究科研究員及び特任助教を研究代表者とする科研費の対象である調査対象課題Ⅰ・Ⅱにおいて「不正受給（他人の名義を使用した申請）」の疑いがある。
- ・調査対象課題Ⅰ・Ⅱの研究代表者がこのような基礎研究の実験をおこなっていたという話を聞いたことはない。
- ・研究分担者が、研究代表者から名義貸しになる可能性を伏せて説明し、科研費のアカウントを取り上げた可能性がある。また、研究分担者のいずれかの者が、科研費申請書を作成・提出、採択された研究費を受給し、研究室の研究費として一括管理していると考えられる。

2 調査

(1) 調査体制

本学規程に基づき組織した調査専門委員会（職名は調査開始時点）において調査を行った。

議長	本学理事（研究）・副学長	今泉 祐治	内部委員
委員	本学理事・医学部附属東部医療センター 病院長	大手 信之	内部委員
委員	本学大学院薬学研究科 特任教授	松永 民秀	内部委員
委員	弁護士	高木 道久	外部委員
委員	静岡県立大学薬学部 教授 （令和8年3月31日 退任）	伊藤 邦彦	外部委員
委員	愛知学院大学薬学部 教授	河村 好章	外部委員

(2) 調査内容

ア 調査期間

令和6年4月15日～令和8年6月1日

イ 調査対象科研費経費

調査対象研究課題Ⅰ（研究期間：平成30年度～令和2年度） 4,420,000円

調査対象研究課題Ⅱ（研究期間：令和元年度～令和2年度） 2,860,000円

ウ 調査方法

（ア）関係者へのヒアリング

調査対象者を含む関係者計7名に対して、ヒアリングを実施した。

（イ）関係資料の分析・検証

調査対象研究課題について、関係資料の分析検証を実施した。

3 調査結果

（1）不正等の種別

不正受給

（2）不正等に関与した研究者

本学大学院医学研究科 B講師（調査対象研究課題Ⅰの研究分担者）

本学大学院薬学研究科 C研究員（調査対象研究課題Ⅰの研究代表者）

本学大学院薬学研究科 D特任助教（調査対象研究課題Ⅱの研究代表者）

（3）善管注意義務に違反した研究者

本学大学院医学研究科 A教授（調査対象研究課題Ⅰの研究分担者）

（4）調査を踏まえた機関としての結論と判断理由

ア 背景

平成27年度から平成31年度まで、本学病院薬剤部では教育・研究もできる薬剤師を育成・確保すべく、任期制（3年間）の薬学研究科特任助教を公募していた。この特任助教制度は、研究能力の高い薬剤師を養成するための制度として一定の成果を得ていた。

一方、調査対象研究課題の研究代表者2名は、薬剤師資格者の特任助教及び研究員であったが、博士の学位を有しておらず、研究経験も少なかった。科研費申請時、病院薬剤部において薬剤師としての業務を行いながら、教育・研究活動も行わなければならない立場にあったが、自力で採択されるに足る研究課題の設定、研究計画調書の記載をすることができる水準に達してはいなかった。

このような状況を見かねた同じ研究室のB講師が、何とか手助けすべく、過度に踏み込んだ結果、研究代表者から提供された科研費電子申請システムのログインID・パスワードを用いて研究代表者に代わって科研費申請を行うとともに、採択後の研究遂行を主導することとなったが、申立てにある「名義貸し」の意図

をもった申請や「科研費のアカウントを取り上げた」という事実はなかったことが調査により判明した。

また、研究代表者2名は、実験の遂行やデータのまとめに関してB講師に依存し、研究代表者として積極的な活動を行わず、中心的な役割を果たせていなかったことが調査により判明した。

イ 結論と判断理由

(ア) B講師について

B講師は、科研費の申請は申請資格を有する者が研究代表者となって行う、また、研究代表者は、研究計画の遂行に関してすべての責任を持つという科研費のルールを知っており、研究室全体で研究代表者をサポートしていくつもりだったが、研究代表者本人との認識の差もあり、科研費の申請及び研究遂行を完全に任せられた形となった。また、薬剤師業務で多忙な研究代表者に対し、研究に関わるよう強く求めることができなかった。

このような状況にもかかわらず、研究代表者2名に研究を中止させず、研究計画調書、研究成果報告書の作成及び研究費の管理・執行までを自ら行っていたことから、不正受給に共謀したと判定した。

(イ) C研究員及びD特任助教について

研究代表者2名（C研究員、D特任助教）は、科研費のルールについて十分に把握しておらず、科研費申請、研究遂行から報告まで、研究代表者に責任があることを認識していなかった。

また、研究期間中に研究代表者として研究を遂行することができないことを認識して、研究を中止し研究費を返還するなどの是正をすることもなかったことから、研究上の不正（不正受給）が行われたと判定した。

(ウ) A教授について

A教授は、科研費の申請を含む一連のプロセスに携わることも特任助教に対する教育の一環と認識し、B講師らが手伝える研究室全体の研究テーマによる申請、研究遂行を指示した。しかしながら、結果的に、B講師が科研費のルールを逸脱する不適切な体制において科研費申請や研究を遂行せざるを得ない状況となった。

講座を主宰し、特任助教の採用とその指導総括に責任ある立場にある者として、研究代表者が科研費申請や研究遂行に関わらない状況を認識せず、改善できなかったことは、不正受給には関与していないが、善管注意義務に違反すると判定した。

ウ 異議申立て

上記の調査結果を申立人及び調査対象者に通知した後、申立者及び調査対象者より異議申立てがなされたが、本学規程に基づく不服審査委員会（審査期間：令

和 8 年 7 月 17 日～8 月 21 日) の審査の結果、再審理の必要性はないとされ、上記のとおり確定した。

4 不正等の発生要因

- (1) 研究代表者 2 名が採用された本学病院薬剤部における薬剤師資格者の特任助教制度は先進的な制度であり、一定の成果を得ていたが、学部卒で採用され、研究経験が少なく、研究者としての実力や意欲の低い者も採用される傾向が生じていたこと。
- (2) 本学では、学内の研究者をはじめとする教職員に対し、研究不正防止等説明会等による教育訓練を実施し、研究コンプライアンスの向上に努めてきたが十分ではなく、科研費制度の基本的な理解や研究代表者としての自覚についての徹底ができていなかったこと。

5 再発防止策

- (1) 病院薬剤部における薬剤師資格者の特任助教制度については、令和 2 年度以降、新たな病院助教制度として要件・処遇を見直した。
- (2) 本学は、所属する研究者等に対し、研究者倫理に関する教育を定期的に行っているが、改めて公的研究費執行の適正化を周知・徹底し、研究者等の規範意識の醸成を図る。また、受講しなかった場合は公的研究費に係る応募制限や執行停止を行う。
- (3) 公的研究費の申請・執行・管理に当たっては、研究代表者は全ての責任を負うこと及び講座の長は、善管注意義務が生じる可能性があることを周知・徹底する。

6 その他

調査対象者のうち、B 講師については、既に本学を退職しており、本学職員就業規則は適用されず処分不能であり、現在の所属機関へ当該調査結果を通知する。A 教授、C 研究員、D 特任助教については、本学職員就業規則の規定に基づき適正な措置を行う予定である。